

### 入札書提出用封筒(内封筒)

入札書提出用封筒は、期間入札による公売に付された公売財産に対し提出された入札書を、開札までの間、保管しておくために使用します。適宜の封筒に貼付の上、入札する公売物件を所管する執行機関へ提出してください。

なお、入札提出用封筒に封入できる入札書は一通のみですので、複数の公売財産に対し入札される場合は、公売財産ごとに、入札書を入札書提出用封筒に封入してください。

外側の実線を切り取って、ご使用ください。

太線です



入札書提出用封筒受領証 (No. )	
入札を行う公売財産の 売却区分番号	
開札日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
開札場所	<b>箱根町</b>
○ 收受印 ○	
----- 折り線 -----	
○ 收受印 ○	
(No. )	
<b>箱根町</b>	
入札を行う 公売財産の 売却区分番号	
開札日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
開札場所	
<b>入 札 書 在 中</b>	
<b>開 封 厳 禁</b>	<p><b>注意事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この封筒には、入札書以外は入れないでください。</li> <li>2 公売保証金の納付が必要な場合は、公売保証金を納付した後に入札書を提出してください。</li> </ol>

この部分の裏面は、のり付けしないでください。

この部分の裏目をのり付けし、適宜の封筒に貼付してください。  
なお、貼付した封筒は、必ず封をしたうえで、提出してください。